

社会福祉法人 一関市社会福祉協議会
訪問入浴センター藤沢介護予防訪問入浴介護運営規程

平成 26 年 12 月 11 日 制 定
平成 27 年 6 月 12 日 一部改正
令和 4 年 9 月 6 日 一部改正
令和 5 年 3 月 14 日 一部改正
令和 5 年 12 月 1 日 一部改正

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人一関市社会福祉協議会が開設する指定介護予防訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問入浴介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問入浴介護職員（以下「訪問入浴介護職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 指定介護予防訪問入浴介護の提供にあたっては、事業所の訪問入浴介護職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活向上を支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------|-----------------------|
| 訪問入浴センター藤沢 | 岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏 5 5 番地 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 訪問入浴介護職員
指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる。
 - ① 看護師 1 名以上
 - ② 介護員 2 名以上
- (3) 事務職員 1 名以上
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月30日から翌年1月2日及び事業所が別に定める日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 全身入浴
- (2) 部分浴 (70/100)
- (3) 清拭 (70/100)

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。ただし、一関市介護保険サービス利用者負担等の減免に関する要綱に基づき、社会福祉法人等による利用者負担減免（生活困難者に対する減免）措置決定者については、軽減するものとする。

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問入浴介護に要した交通費は、その地域が厚生労働大臣が定める中山間地域であるとき、利用料金に100分の5を乗じて得た額を加算する。また、厚生労働大臣が定める中山間地域でないとき、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり25円とし、指定訪問入浴介護に要したキロ数を乗じて得た額を徴収する。
- 3 前項の費用を徴収する場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を得るものとする。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護の利用者は、事業所の定める期日までに、利用料等を金融機関口座振替等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、一関市藤沢町藤沢字町裏地内の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用の留意事項)

第10条 利用者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を受けるにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を訪問入浴介護職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

(緊急時の対応)

第11条 訪問入浴介護職員は、指定介護予防訪問入浴介護の実施中に、利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きのうえ賠償を行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(研 修)

第13条 事業所は、訪問入浴介護職員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備しなければならない。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回

(虐待防止等のための措置)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止等のための指針の整備

(3) 虐待等を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを一関地区広域行政組合に通報するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第15条 事業所は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われ

る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。

(守秘義務)

第16条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 前項の守秘義務は職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない。

(その他運営に関する事項)

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一関市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。